

第2章 会 員

(会員及びその資格)

第7条

1. 本会会員は、正会員、一般会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という）上の社員とする。
2. 正会員は、保険業法第276条により登録された所在地を兵庫県内とする損害保険代理店の代表者とする。
3. 前項の規定にかかわらず、理事会が必要と認めた時は、所在地を兵庫県外とする損害保険代理店の代表者を正会員とすることが出来る。
4. 一般会員は、正会員が代表する損害保険代理店の役員、使用人として保険業法第302条により届出がなされた者とする。
5. 賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助または後援する法人、個人とする。

(入会の方法)

第8条

1. 本会の正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
2. 本会の一般会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第9条

1. 本会に入会する場合は、社員総会の決議により別に定めるところによる入会金を納めなければならない。
2. 会員は、社員総会の決議により別に定めるところによる会費を納入しなければならない。

(会員の権利義務)

第10条

会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び社員総会の決議に従う義務を負う。

(退会)

第11条

会員は、次の各号の何れかに該当する場合には、退会するものとする。

- 一 退会届の提出
- 二 会員資格の喪失
- 三 会費の滞納
- 四 その他法に規定する事由

(戒告及び除名)

第12条

1. 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議によりこれに戒

告を与え、又は除名することができる。

- 一 本会の名誉又は信用を毀損したとき
 - 二 本会の目的に反し、又は秩序を乱す行為があったとき
 - 三 会員としての義務の履行を怠ったとき
2. 本会が、前項の規定によりその会員を除名しようとするときは、その会員に社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(権利の喪失)

第13条

会員が退会し又は除名されたときは、その理由のいかんを問わず、既納の入会金及び会費の返還請求その他本会に対する一切の権利を失う。

(会員名簿)

第14条

1. 本会は、会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。
2. 会員は、会員名簿記載事項に変更があったときは、遅滞なく本会に届け出なければならない。
3. 本会の会員に対する通知等は、会員名簿の記載によって発する。
4. 本会は、会員名簿の管理に留意し、名簿を本会事業以外の目的に利用しないこととする。